

川崎市教育委員会告示第9号

情報通信技術を活用した方法により行う行政手続等

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年川崎市教育委員会規則第6号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

なお、令和6年川崎市教育委員会告示第28号は、同日に廃止する。

令和7年3月31日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

根拠となる条例等の条項		対象手続等
名称	条項	
川崎市情報公開条例施行規則（平成13年川崎市教育委員会規則第7号）	第3条第1項	公文書開示請求
川崎市立学校施設使用規則（昭和27年川崎市教育委員会規則第3号）	第3条	使用の申請
川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則（昭和31年川崎市教育委員会規則第4号）	第4条第1項	授業料等減免の申請
川崎市就学奨励規則（平成15年川崎市教育委員会規則第2号）	第4条	支給の申請
川崎市市民館条例施行規則（昭和47年川崎市教育委員会規則第29号）	第3条第2項	事業計画書等の提出
	第7条	利用許可の申請

川崎市川崎市民館・労働会館 条例施行規則（令和 6 年 7 月 2 4 日教委規則第 8 号）	第 3 条第 2 項	事業計画書等の提出
川崎市立図書館条例施行規則 （平成 2 年川崎市教育委員会 規則第 1 5 号）	第 3 条第 2 項	事業計画書等の提出
	第 8 条第 1 項	貸出し等の登録の申請
川崎市教育文化会館使用規則 （昭和 4 2 年川崎市教育委員 会規則第 3 号）	第 3 条	使用許可申請
川崎市青少年の家条例施行規 則（昭和 6 3 年川崎市教育委 員会規則第 1 2 号）	第 3 条第 2 項	事業計画書等の提出
川崎市少年自然の家条例施行 規則（昭和 5 2 年川崎市教育 委員会規則第 1 8 号）	第 3 条第 2 項	事業計画書等の提出
川崎市黒川青少年野外活動セ ンター条例施行規則（平成 3 年川崎市教育委員会規則第 1 号）	第 3 条第 2 項	事業計画書等の提出
川崎市子ども夢パーク条例施 行規則（平成 1 5 年川崎市教 育委員会規則第 9 号）	第 3 条第 2 項	事業計画書等の提出
川崎市博物館の登録等に関す る規則（平成 2 7 年川崎市教 育委員会規則第 4 号）	第 3 条	登録申請
	第 5 条	登録事項等の変更届出
	第 6 条	定期報告
	第 7 条	廃止の届出
	第 8 条	博物館相当施設指定申請
	第 1 0 条	指定要件欠如の報告
川崎市青少年科学館使用規則 （昭和 4 6 年川崎市教育委員 会規則第 1 1 号）	第 3 条第 2 項	事業計画書等の提出
川崎市立日本民家園使用規則 （昭和 5 1 年川崎市教育委員 会規則第 1 1 号）	第 3 条第 2 項	事業計画書等の提出
川崎市有馬・野川生涯学習支 援施設条例施行規則（平成 2 0 年川崎市教育委員会規則第 1 5 号）	第 3 条第 2 項	事業計画書等の提出
	第 8 条	利用許可申請

川崎市文化財保護条例施行規則（昭和34年川崎市教育委員会規則第2号）	第2条	指定申請
	第6条	補助申請
	第8条	滅失、毀損等の報告
	第9条	所在及び所有権の変更
	第10条	現状の変更
	第11条	保持者の身分等の変更
	第12条	再交付申請